

令和7年度 税制改正大綱（概要）

 税理士法人令和会計社

目次

I . 法人課税	P.3
■ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置	
■ リース会計基準の変更に伴う所要の措置	
■ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長	
■ 中小企業経営強化税制の見直し及び延長	
■ 中小企業者等の法人税率の特例の延長	
■ 信託協会における受益証券発行信託計算規則の改正を受けた課税関係の明確化	
II . 消費課税	P.14
■ 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し	
III . 国際課税	P.17
■ グローバル・ミニマム課税への対応	
■ 外国子会社合算税制の見直し	
IV . 個人所得課税	P.24
■ 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応	

I 法人課税

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

改正の背景

- 我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、安定的な財源を確保することが必要となっている。
- そのため、法人税等について、所定の税制措置を講ずることとなった。

改正の概要

- 防衛特別法人税（仮称）の創設

法人の各事業年度の課税標準法人税額（基準法人税額※1▲基礎控除（年500万円）した額）について、次の算式により計算した防衛特別法人税が課される。

$$\text{防衛特別法人税} = \text{課税標準法人税額} \times 4\% \text{▲税額控除} \times 2$$

※1 以下の制度を適用しないで計算した法人税額

- ・所得税額の控除
- ・外国税額の控除
- ・分配時調整外国税相当額の控除
- ・仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
- ・戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
- ・控除対象所得税額等相当額の控除

※2 以下の税額控除が適用される。

- ・外国税額の控除
- ・分配時調整外国税相当額の控除
- ・控除対象所得税額等相当額の控除
- ・仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

（注1）防衛特別法人税の申告期限及び納期限、電子申告の特例の取扱い、質問検査及び罰則等については各事業年度の所得に対する法人税と同様とする。

（注2）欠損金の繰戻還付の請求書を提出した法人に対して還付をする場合には、法人税の還付金の額×4%×課税標準法人税額÷基準法人税額により計算した金額を併せて還付する。

適用時期：令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

リース会計基準の変更に伴う所要の措置（1/2）

改正の背景

- 2007年に企業会計基準委員会（ASBJ）より企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」が公表され、リースに関する日本国内の会計基準は当時の国際的な会計基準と整合的なものとなった。
- 2016年に国際会計基準審議会（IASB）よりIFRS第16号「リース」、米国財務会計基準審議会（FASB）よりTopic842「リース」が公表され、国際的な会計基準は借手の会計処理に関して、オペレーティング・リースを含む全てのリースについて資産及び負債を計上することとされた。
- 上記変更に伴い、負債の認識において国際的な会計基準と日本国内の現行基準との間に違いが生じ、国際的な比較において議論となる可能性があったため、2024年9月にASBJより企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」が公表され、国際的な会計基準と整合的なものとなった。
- 法人税法においても、リース会計基準の変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにするために、適切な税制上の措置が必要となる。

リース会計基準の会計処理モデル

現行基準			新基準		
内容	借手・貸手とも、リースを以下2つに分類して会計処理		内容	借手：単体の会計処理モデルの採用 (IFRS第16号と同様のモデル)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファイナンス・リース (FL) ・ オペレーティング・リース (OL) 			貸手：現行基準と同様、リースの分類に応じて処理	
借手	FL	売買取引に準じた会計処理 (リース資産・リース債務を計上)	借手	全てのリース	原則として、全てのリースについて、使用権資産・リース負債を計上
	OL	賃貸借取引に準じた会計処理 (発生時に費用処理)			
貸手	FL	売買取引に準じた会計処理 (リース投資資産等の計上)	貸手	FL	売買取引に準じた会計処理 (リース投資資産等の計上)
	OL	賃貸借取引に準じた会計処理 (発生時に収益計上)		OL	賃貸借取引に準じた会計処理 (発生時に収益計上)

一部変更あり

引用：ASBJ「リースに関する会計基準の公表」

リース会計基準の変更に伴う所要の措置（2/2）

改正の概要

■ オペレーティング・リース取引

法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入する。

（注1）オペレーティング・リース取引とはリース取引（ファイナンス・リース取引）以外のものをいう。

（注2）上記の支払う金額には、その資産の賃借のために要する費用の額及びその資産を事業のように供するために直接要する費用の額を含むものとし、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額及び繰延資産となる費用の額を除く。

■ リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止

リース譲渡に係る収益及び費用の帰属時期の特例は廃止する。

なお、令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人の令和9年3月31日以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡について、延払基準の方法により収益の額及び費用の額を計算することができる等の経過措置が講じられる。

■ 所有権移転外リース取引に係るリース資産の減価償却

令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとする。

（注）令和9年3月31日までに締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産（その取得価額に残価保証額が含まれているものに限る。）については、令和7年4月1日以後に開始する事業年度の償却方法につき改正後のリース期間定額法により償却できることとする経過措置が講じられる。

■ 外形標準課税（付加価値割）に係る措置

事業税付加価値割の課税標準の算定について、法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる土地又は家屋の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が賃借人等の対価として支払う金額があるときは、その金額のうち法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入される部分の金額は、その損金に算入される事業年度の支払賃借料とするほか、所要の措置が講じられる。

適用時期：大綱に記載なし。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長

改正の背景

- 企業版ふるさと納税制度は、これまでに多くの団体において活用されており、企業や地方公共段階からも延長を求める声が多数寄せられている。
- デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとする必要がある。

制度の概要

内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、法人住民税、法人税、法人事業税に係る税額控除の措置が講じられている。

- 法人住民税：寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- 法人税：法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- 法人事業税：寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）



改正の概要

- 税の軽減効果（寄附額の最大約9割）を維持したうえで、令和6年度までとなっている税額控除の特例措置を**3年間（令和9年度まで）**延長する。

適用時期：令和10年3月31日までの間に支払われる特定寄附金が対象となる。

中小企業経営強化税制の見直し及び延長（1/3）

改正の背景

- 円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下の中でも、中小企業の果敢な設備投資を促進し、労働生産性の向上を通じて賃金上昇につなげていく。
- その中でも、成長志向の高い中小企業を更に後押しし、売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、上乘せ措置の創設等を行う。

制度の概要

- 青色申告書を提出する中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者などが指定期間内に、新品の特定経営力向上設備等の取得または製作もしくは建設をして、国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却または税額控除が認められる。

項目		内容
①	特別償却	特別償却限度額 = 取得価額 - 普通償却限度額 すなわち取得価額の全額が即時償却可能。
②	税額控除	税額控除限度額 = 取得価額の7%相当額 (特定中小企業者等 (注) においては、10%相当額)
③	繰越税額控除	税額控除限度額を超える金額については、1年間の繰越が認められる。

(注) 特定中小企業者等とは、適用対象法人の中小企業者のうち、資本金の額等が3,000万円以下の法人等をいう。

中小企業経営強化税制の見直し及び延長（2/3）

改正の概要

関係法令の改正を前提に、以下の措置が講じられ、適用期限が2年延長される。

■ 特定経営力向上設備等の追加

項目	内容
特定経営力向上設備等の追加	投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加される。なお、本制度の対象となる取得価額の合計額は60億円を限度とされる。
特別償却	【建物及び附属設備】 給与増加割合2.5%以上：取得価額の15%まで償却可、給与増加割合5%以上：取得価額の25%まで償却可 （注）給与増加割合が2.5%未満である場合には、適用不可。 【上記以外の設備】 取得価額までの即時償却可
税額控除	【建物及び附属設備】 給与増加割合2.5%以上：取得価額の1%まで控除可、給与増加割合5%以上：取得価額の2%まで控除可 （注）給与増加割合が2.5%未満である場合には、適用不可。 【上記以外の設備】 税額控除限度額＝取得価額の7%相当額 （特定中小企業者等においては、10%相当額）

適用期限：令和9年3月31日までの間に事業の用に供した特定経営力向上設備等について適用。

中小企業経営強化税制の見直し及び延長（3/3）

改正の概要

■ その他の見直し

項目	内容
特定経営力向上設備等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一定の時期に発売された設備で、旧モデル比で経営力の向上の指標が年平均1%以上向上するものであるものの経営力の指標について、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかにより評価するものとされる。 ▶ 投資計画における年平均の投資利益率が5%になることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備の投資利益率を7%に引き上げる。 ▶ 以下の設備が除外される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔操作、可視化又は自動制御化に関する投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（デジタル化設備） ・ 暗号資産マイニング業の用に供する設備
経営力向上設備等	<p>食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正を前提に、中小企業者等が、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定があったものとみなされる改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の認定を受けた持続的供給事業活動計画（仮称）に記載された経営力向上設備等の取得等をする場合のその経営力向上設備等について、本制度の対象とされる。</p>
みなし大企業の判定	<p>みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、かつ、一定の承認会社がその農地所有適格法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその株式又は出資が除外される。</p>

適用期限：令和9年3月31日までの間に事業の用に供した特定経営力向上設備等について適用。

中小企業者等の法人税率の特例の延長

延長の背景

法人税率の引き下げにより、日本経済の基盤である中小企業の以下2点を支援する目的で延長。

- ① 中小企業の生産性向上・賃上げが求められる中、人手不足、物価高・価格転嫁が財務基盤が脆弱な中小企業の重荷。
⇒財務基盤の強化が必要。
- ② 中小企業は経済の基盤であり、地域経済の柱として、多くの雇用を担う存在。
⇒キャッシュフローの改善と財務基盤の安定・強化を通じ、競争力の維持・向上を図ることが必要。

改正の概要

区分		所得	法人税率	
			改正前	改正後
普通法人	中小法人（通算法人を除く）	年800万円以下の部分 年800万円超の部分	15% ※1 23.2%	15% (17%) ※1, 2 23.2%
	上記以外の普通法人	全額	23.2%	23.2%
一般社団法人等（通算法人を除く）※3		年800万円以下の部分 年800万円超の部分	15% 23.2%	15% (17%) ※2 23.2%
公益法人等・協同組合等（通算法人を除く）		年800万円以下の部分 年800万円超の部分	15% 19%	15% (17%) ※2 19%

※1 前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は除かれて19%の適用となる。

※2 かつこ内の税率は、所得の金額が年10億円を超える事業年度について適用される。

※3 法人税法に定めがある一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。原則として非課税だが、収益事業から生じた所得には課税される。

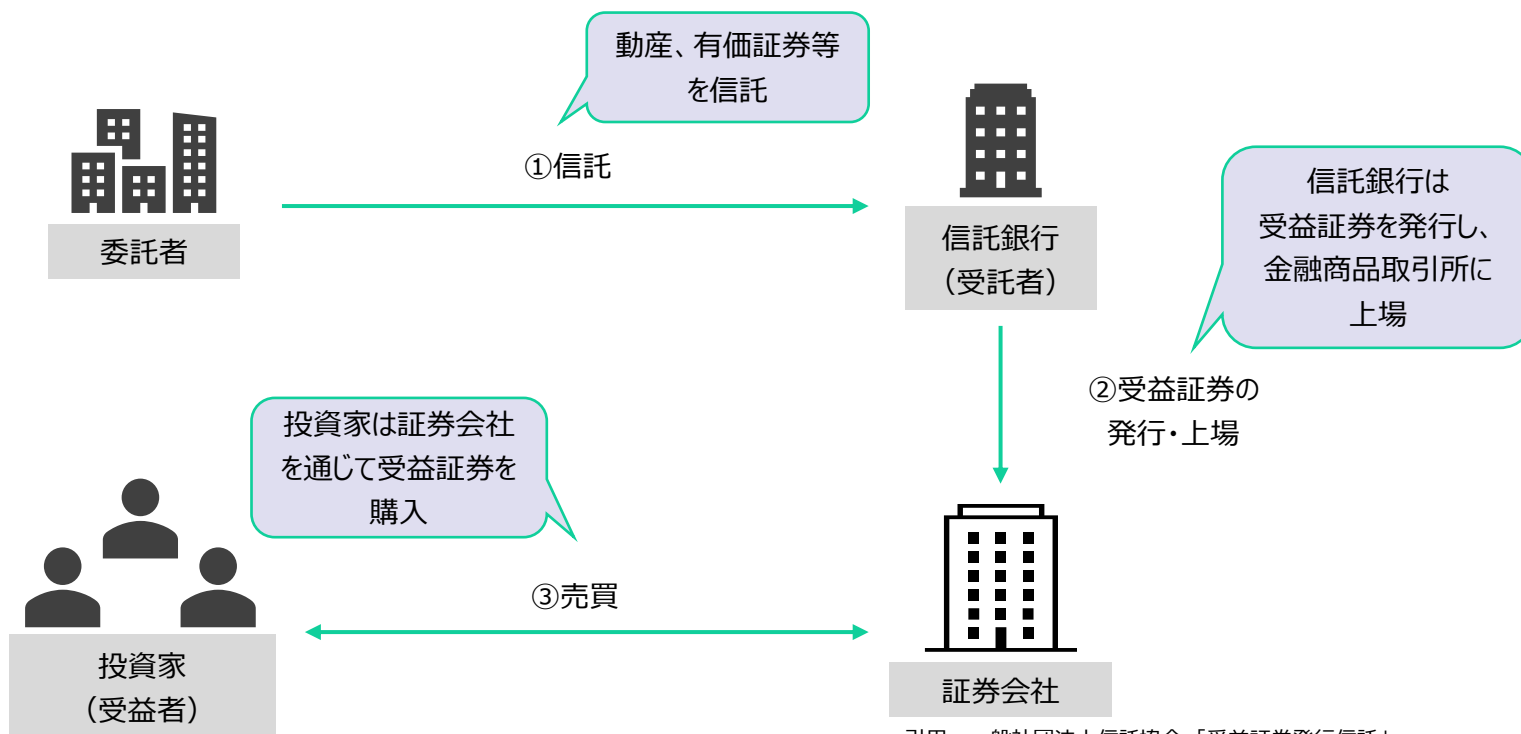
適用時期：令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始される各事業年度について適用される。

信託協会における受益証券発行信託計算規則の改正を受けた課税関係の明確化(1/2)

受益証券発行信託・特定受益証券発行信託とは

- 信託行為において、一又は二以上の受益権を表示する証券（以下、「受益証券」）を発行する信託をいう（信託法第185条）。
- 受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託を受益証券発行信託と定義されている（法人税法第2条29の2イ）。
- 特定受益証券発行信託とは、各計算期間終了の時点における未分配利益の額のその時点における元本の総額に対する割合（利益留保割合）が1,000分の25を超えない旨の信託行為における定めがあること等の一定の要件を満たすものをいう（法人税法第2条29ハ）。

受益証券発行信託の概要



引用：一般社団法人信託協会「受益証券発行信託」

信託協会における受益証券発行信託計算規則の改正を受けた課税関係の明確化(2/2)

改正の背景

- 受益証券発行信託計算規則（以下、「本規則」という。）において、信託財産の減価償却費相当分に係る投資家（受益者）への分配（利益を原資としない分配）を、「元本の払戻し」として処理する規定がないため、当該規定を設けることが予定されている。
- 税制上の取扱いについても、所得税及び法人税の課税関係が不明確となっているため、当該規定を設けた場合に、分配を受ける投資家において所得税の課税がないこと等、課税上の取扱いを明確化する。
- 本規則に基づく会計処理においては、その他有価証券に負の評価差額金が生じたときなどに、実態として存在しない利益が留保金として計上されてしまう場合があることから、関連規定の改正が予定されている。
- 法人税法第2条29八（2）の規定を、改正後の本規則による留保金に基づき適用すること。

改正の概要

受益証券発行信託に関する会計の見直しを前提に、法人が有する特定受益証券発行信託の受益権（以下、「所有受益権」という。）につき元本の払戻しとして金銭の交付を受けた場合における所有受益権の譲渡損益の計算について、その譲渡原価を所有受益権の帳簿価額に元本減少割合（注1）を乗じて計算した金額とするほか、所要の措置が講じられる。

（注1）元本減少割合とは、特定受益証券発行信託の元本の払戻しの直前の元本の額のうちに元本の払戻しにより減少した特定受益証券発行信託の元本の額の占める割合をいう。

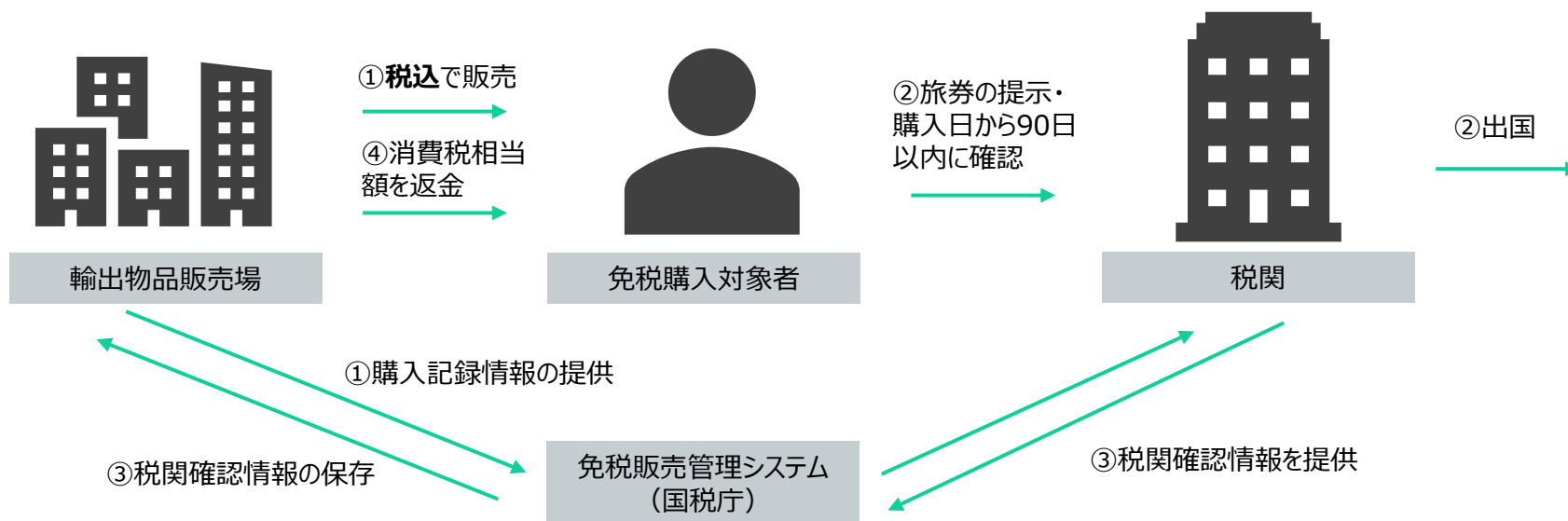
適用時期：令和8年4月1日以後に行われる元本の払戻しについて適用される。

Ⅱ 消費課税

外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し（1/2）

改正の概要

- 外国人旅行者向け免税制度について、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に輸出物品販売場を経営する事業者から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金する「リファンド方式」となる。



適用時期：令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用する。

外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し（2/2）

改正の概要

- 免税対象物品の範囲や免税販売手続、輸出物品販売場の許可要件についても、見直しがされ、内容は下記の通りである。

項目	内容
免税対象物品の範囲の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ① 消耗品について、免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額（50万円）及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分を廃止する。 ② 免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止する。 ③ 金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとする。
免税販売手続の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ① 100万円（税抜き）以上の免税対象物品については、購入記録情報の送信事項にその免税対象物品を特定するための情報（シリアルナンバー等）を加える。 ② 免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、かつ、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式については、従来の方式に代えて消費税法第7条の輸出免税制度により消費税を免除することができることとする。 ③ 免税購入対象者が輸出物品販売場で購入した免税対象物品について、その免税購入対象者が別途国外へ配送する、いわゆる「別送」をしたことにより出国時に携帯していない場合に、その免税対象物品の配送等に係る書類により輸出したことを確認する取扱いを令和7年3月31日をもって廃止する。
輸出物品販売場の許可要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般輸出物品販売場と手続委託型輸出物品販売場の許可の区分を廃止するとともに、下記の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> a. 輸出物品販売場の許可については、適切に購入記録情報及び税関確認情報を授受できることを要件とする。 b. 上記a.の許可を受けた輸出物品販売場を経営する事業者は、承認免税手続事業者に免税販売手続を代理させることができることとする。 c. 免税手続きカウンターを設置する承認免税手続事業者に免税販売手続を代理させる場合の免税手続きカウンターの設置場所については、特定商業施設の要件に代えて、免税対象物品を販売した日と同一の日に免税販売手続ができることを要件とする。 ② 輸出物品販売場の許可の取消要件に、購入記録情報の提供状況等が税関長の確認に支障があると認められる場合を加える。

適用時期：令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用する（免税販売手続の見直し③を除く）。

Ⅲ 国際課税

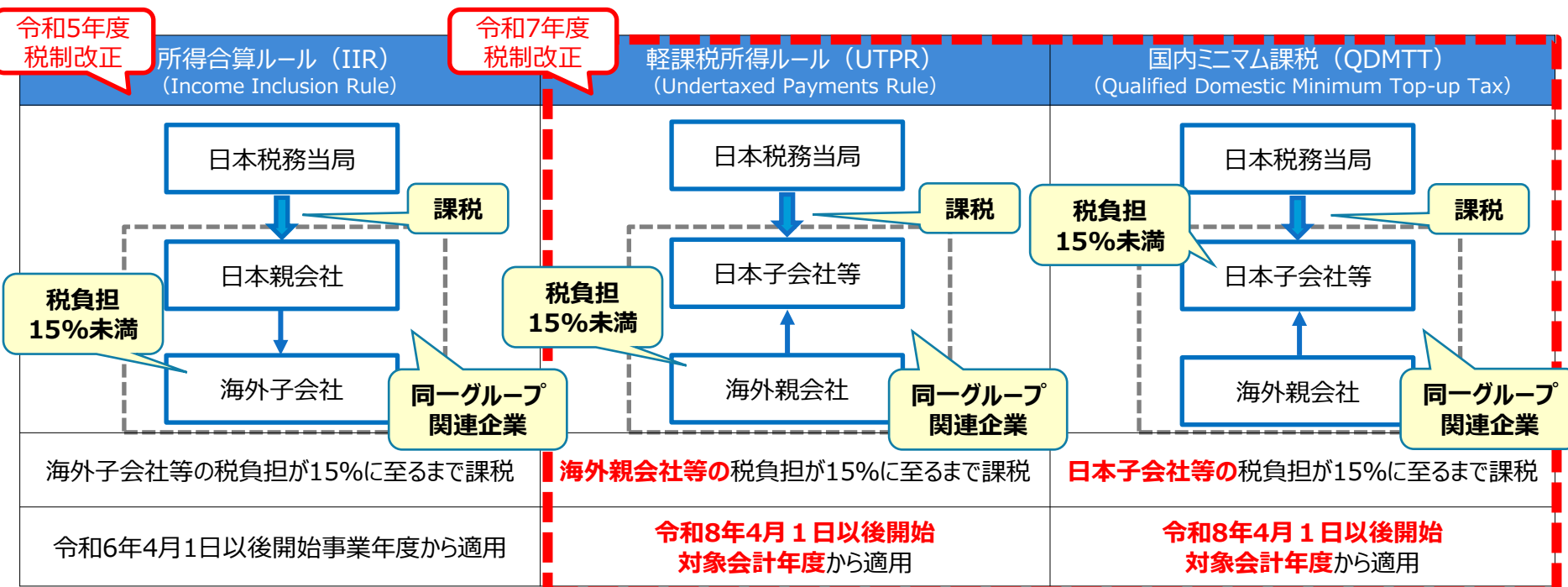
グローバル・ミニマム課税への対応（1/5）

改正の背景・概要

- 2021年10月に国際的に合意された新国際課税ルールの導入に関し、我が国においては令和5年度税制改正により新国際課税ルールの第2の柱（グローバル・ミニマム課税）のうち所得合算ルール（IIR）が法制化された。
- 令和7年度改正においても上記国際合意に則り、IIR 以外の軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）の法制化が行われる。

改正のポイント（全体像）

- 直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業を対象とし、一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組みであり、以下の3つのルールが導入される。



グローバル・ミニマム課税への対応（2/5）

軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Payments Rule）（1/2）

- 親会社等の税負担が国際的に合意された基準税率（15%）に至るまで、子会社等の所在する国において課税を行う制度。

項目	内容
納税義務者	<ul style="list-style-type: none">■ 特定多国籍企業グループ等※に属する構成会社等である内国法人■ 特定他国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（日本に所在するものに限る）を有する構成会社等である外国法人 ※特定多国籍企業グループ等とは、企業グループ等のうち、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち、2以上の対象会計年度の総収入金額が7.5億ユーロ以上であるもの
課税の範囲	<ul style="list-style-type: none">■ 各対象会計年度※の国際最低課税残余額について、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税額が課される ※対象会計年度とは、多国籍企業グループ等の最終親会社等の連結財務諸表等の作成に係る期間をいう
国際最低課税残余額	<ul style="list-style-type: none">■ 課税標準となる国際最低課税残余額の算定については事項参照■ 特定多国籍グループ等の判定対象会計年度が、特定多国籍グループ等に該当することとなった最初の対象会計年度開始の日以後5年以内に開始し、かつ、国際的な事業活動の初期段階にあるものとされる対象会計年度に該当する場合等には、その判定対象会計年度に係るグループ国際最低課税残余額は零とされる
税額計算	<ul style="list-style-type: none">■ 国際最低課税残余額に対する法人税として、各対象会計年度の国際最低課税残余額（課税標準）に100分の90.7の税率を乗じて計算した金額
申告及び納税等	<ul style="list-style-type: none">■ 各対象会計年度終了の日の翌日から1年3ヶ月（一定の場合には、1年6ヶ月）以内に行うものとする。ただし、当該対象会計年度の国際最低課税残余額（課税標準）がない場合は、当該申告を要しない

適用時期：令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用される。

グローバル・ミニマム課税への対応（3/5）

軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Payments Rule）（2/2）

- 軽課税所得ルール（UTPR）の課税標準である国際最低課税残余额については下記の通り算定される。

グループ国際最低課税残余额

- 各対象会計年度に係る特定他国企業グループ等のグループ国際最低課税額から、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係る国際最低課税額等その他一定の金額を控除した残額

国内グループ国際最低課税残余额

- 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余额に、次に掲げる割合を合計した割合を乗じて計算した金額
 - a. わが国又は各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税に相当する税を課することとされている一定の国等を所在地とする構成会社等の従業員等の数の合計額のうち我が国を所在地とする構成会社等の従業員等の数の合計数が占める割合に50%を乗じて計算した割合
 - b. わが国又は各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税に相当する税を課することとされている一定の国等を所在地とする構成会社等の有形資産の額の合計額のうち我が国を所在地とする構成会社等の有形資産の額の合計数が占める割合に50%を乗じて計算した割合

国際最低課税残余额

- 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人の各対象会計年度に係る国内グループ国際最低課税残余额に、次に掲げる割合を合計した割合を乗じて計算した金額
 - a. わが国を所在地とする構成会社等の従業員等の数の合計額のうちその内国法人の従業員等の数の合計数が占める割合に50%を乗じて計算した割合
 - b. わが国を所在地とする構成会社等の有形資産の額の合計額のうち我が国を所在地とする構成会社等の有形資産の額の合計数が占める割合に50%を乗じて計算した割合

グローバル・ミニマム課税への対応（4/5）

国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）（1/2）

- 日本子会社等の税負担が国際的に合意された基準税率（15%）に至るまで、子会社等の所在する国において課税を行う制度。

項目	内容
納税義務者	<ul style="list-style-type: none">■ 特定多国籍企業グループ等※に属する構成会社等である内国法人■ 特定他国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（日本に所在するものに限る）を有する構成会社等である外国法人 ※特定多国籍企業グループ等とは、企業グループ等のうち、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち、2以上の対象会計年度の総収入金額が7.5億ユーロ以上であるもの
課税の範囲	<ul style="list-style-type: none">■ 各対象会計年度※の国内最低課税額について、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額が課される ※対象会計年度とは、多国籍企業グループ等の最終親会社等の連結財務諸表等の作成に係る期間をいう
国内最低課税額	<ul style="list-style-type: none">■ 課税標準となる国内最低課税額の算定については事項参照
税額計算	<ul style="list-style-type: none">■ 国内最低課税額に対する法人税として、各対象会計年度の国内最低課税額（課税標準）に100分の75.3の税率を乗じて計算した金額
申告及び納税等	<ul style="list-style-type: none">■ 各対象会計年度終了の日の翌日から1年3ヶ月（一定の場合には、1年6ヶ月）以内に行うものとする。ただし、当該対象会計年度の国内最低課税額（課税標準）がない場合は、当該申告を要しない

適用時期：令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用される。

グローバル・ミニマム課税への対応（5/5）

国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）（2/2）

- 国内ミニマム課税（QDMTT）の課税標準である国内最低課税額については基本的に下記の通り算定される。

特定多国籍企業グループ等に係る国内実効税率が15%を下回り、かつ、その特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額がある場合



- 次に掲げる金額の合計額

- a. 当期グループ国内最低課税額（国内グループ純所得の金額からわが国に係る実質ベースの所得除外額を控除した残額に15%から国内実効税率を控除した割合を乗じて計算した金額）に、その当期グループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合を乗じて計算した金額
- b. 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰属割合を乗じて計算した金額
- c. 内国法人（各種投資会社等に限る）に係る未分配所得国内最低課税額

特定多国籍企業グループ等に係る国内実効税率が15%以上であり、かつ、その特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額がある場合



- 次に掲げる金額の合計額

- a. 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰属割合を乗じて計算した金額
- b. 内国法人（各種投資会社等に限る）に係る未分配所得国内最低課税額

特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額が無い場合



- 次に掲げる金額の合計額

- a. 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰属割合を乗じて計算した金額
- b. 内国法人（各種投資会社等に限る）に係る未分配所得国内最低課税額
- c. 永久差異調整に係るグループ国内最低課税額（国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額からわが国に係る特定国別調整後対象租税額を控除した残額をいう）に、その永久差異調整に係るグループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合を乗じて計算した金額

外国子会社合算税制の見直し

グローバル・ミニマム課税の導入による影響・改正の必要性

- グローバル・ミニマム課税については、各国で法制化作業及び制度の実施が進んでおり、日本国内でも令和5年度税制改正において、所得合算ルールに係る法制化が行われるとともに、令和6年度税制改正では同ルールについて、OECDにより発出された追加ガイダンスの内容や国際的な議論の進展を踏まえた見直しが行われ、令和6年4月より適用が開始された。こうした改正に伴い、グローバル・ミニマム課税及び外国子会社合算税制の両制度の対象企業に追加的な事務負担が生じているため、既存の外国子会社合算税制の事務負担を軽減する必要性がある。

改正の概要

項目	改正前	改正後
(1)内国法人が益金の額に算入するタイミングの変更	外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から 2月 を経過する日を含むその内国法人の各事業年度	外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から 4月 を経過する日を含むその内国法人の各事業年度
(2)外国関係会社に関する書類の添付又は保存が必要な書類の緩和	①貸借対照表及び損益計算書 ②株主資本等変動計算書及び損益金の処分に関する計算書 ③貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書 ④本店所在地国の法令による申告書の写し ⑤その他の書類	②③の書類は不要

適用時期：内国法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等（外国関係会社の令和7年2月1日以後に終了する事業年度に係るものに限る）について適用される。

経過措置：内国法人の令和7年4月1日以前に開始した事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等（外国関係会社の令和6年12月1日から令和7年1月31日までの間に終了する事業年度に係るものに限る）について、(1)の改正後の適用を受けることができる。

IV 個人所得課税

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応 (1/3)

改正の背景

- いわゆる「103万円の壁」への対応策として、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除等の見直しを行うとともに、就業調整対策の観点から大学生年代の子等に係る新たな控除（最大63万円）を創設する。

改正の概要

- 基礎控除の控除額の一部引上げ

合計所得金額	改正前	改正後
2,350万円以下	48万円	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	-	-

- 給与所得控除の最低保障額の引上げ

	改正前	改正後
最低保障額	55万円	65万円

適用時期：令和7年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべきものについて適用する。

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応 (2/3)

改正の概要

■ 特定親族特別控除（仮称）の創設

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下に限る）で控除対象扶養親族等に該当しないものを有する場合には、その居住者の総所得金額等から以下の控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

適用時期：令和7年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべきものについて適用する。

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応 (3/3)

改正の概要

- その他の見直し

項目	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下	58万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件		
勤労学生の合計所得金額要件	75万円以下	85万円以下
家内労働者等に事業所得等の所得計算の特例の必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

適用時期：令和7年分以後の所得税について適用する。